

もうすぐ1年生

様々な学びの場について 一緒に考えましょう

特別支援学校編

神戸市教育委員会事務局
特別支援教育課



保護者のみなさま、こんにちは。
ここでは、特別支援学校について、詳しくお伝えします。



特別支援学校

主な内容

1. 障害種別ごとに**部門**が設置されています。
2. 学校ごとに**通学区域**が決められています。
3. 子供の実態に応じた、**特別な教育課程**を編成します。
4. **4つの形態**で給食を提供します。
5. 居住地の小学校で**交流及び共同学習**を行うことができます。
6. **ネットワークプラン（個別の教育支援計画）、
個別の指導計画**を作成します。
7. 入学までに、**就学時（入学前）健康診断**を受けます。



この動画でお伝えするのは、次の7つの内容です。
ひとつめは、障害種別ごとに部門が設置されていることについて
ふたつめは、通学区域について
みっつめは、特別な教育課程について
よっつめは、給食の形態について
いつつめは、居住地の小学校との交流及び共同学習について
むっつめは、ネットワークプランと個別の指導計画について
最後に、就学時（入学前）健康診断についてご説明いたします。

1. 部門について

視覚障害部門 市立盲、県立視覚

聴覚障害部門 県立神戸聴覚

知的障害部門 灘さくら、友生、青陽須磨、いぶき明生、青陽灘高等、
県立神戸、県立芦屋、県立のじぎく、県立西神戸高等、
県立高等、県立阪神昆陽、神戸大学附属

肢体不自由部門 灘さくら、友生、青陽須磨、いぶき明生、
県立神戸、県立のじぎく

病弱部門 友生支援学校みなと分教室、県立上野ヶ原

※部門で迷われる場合は、

入学までに見学会や説明会、入学相談会で学校と相談しましょう



それでは、特別支援学校の部門について説明します。

視覚障害部門のある学校は、市立盲学校、兵庫県立視覚特別支援学校です。

聴覚障害部門のある学校は、兵庫県立神戸聴覚特別支援学校です。

知的障害部門のある学校は、灘さくら支援学校、友生支援学校、青陽須磨支援学校、いぶき明生支援学校、青陽灘高等支援学校です。

青陽灘高等支援学校は、高等部だけの学校です。

また、兵庫県立神戸特別支援学校、兵庫県立芦屋特別支援学校、兵庫県立のじぎく特別支援学校、兵庫県立西神戸高等特別支援学校、兵庫県立高等特別支援学校、兵庫県立阪神昆陽特別支援学校、神戸大学附属特別支援学校にも知的部門があります。兵庫県立西神戸高等特別支援学校、兵庫県立高等特別支援学校、兵庫県立阪神昆陽特別支援学校は、高等部だけの学校です。

肢体不自由部門のある学校は、灘さくら支援学校、友生支援学校、青陽須磨支援学校、いぶき明生支援学校、兵庫県立神戸特別支援学校、兵庫県立のじぎく特別支援学校です。

病弱部門は、友生支援学校みなと分教室、兵庫県立上野ヶ原特別支援学校です。

お子様がどの部門に該当するか迷われる場合は、入学までに見学会や説明会、入学相談会で学校と相談しましょう。

2. 通学区域について

	学校名	障害種別 学部	連絡先	通学区域
① ※	灘さくら 支援学校	知的 小・中 肢体 小・中・高	神戸市灘区摩耶海岸通 2-2-2 (078)802-1200	(知)東灘区【本山・住吉・御影・ 向洋中学校区】・灘・中央区 (肢)東灘・灘・中央区
②	青陽灘 高等支援学校	知的 高のみ	神戸市灘区岩屋北町 6-1-1 (078)871-1800	東灘区【本山・住吉・御影・向洋 中学校区】 灘・中央区
③	盲学校	視覚 幼・小・中・高 視覚通級 幼小・中 専攻科	神戸市中央区東川崎町 1-4-2 (078)360-1133	神戸市内全域
④ ※	友生 支援学校	知的 小・中・高 肢体 小・中・高 院内 小・中 病弱訪問 小・中・高	神戸市兵庫区夢野町 1-1 (078)576-6120	兵庫・長田区 (院内)兵庫県立こども病院 (病弱訪問)神戸市内全域
⑤ ※	青陽須磨 支援学校	知的 小・中・高 肢体 小・中・高	神戸市須磨区西落合 1-1-4 (078)793-1006	須磨区 垂水区【桃山台・塩屋・福田・ 垂水・垂水東中学校区】



次に、特別支援学校の通学区域について説明します。
この通学区域を基準として、入学できる学校が決まっています。
中学校を参考にして、お子様が通える特別支援学校をご確認ください。
その際は、部門についても確認してください。

	学校名	障害種別 学部	連絡先	通学区域
⑥ ※	いぶき明生 支援学校	知的 小・中・高 肢体 小・中・高	神戸市西区井吹台西町 7-1 (078)997-6311	垂水区【歌敷山・星陵台・多聞 東・本多聞・舞子・神陵台中学 校区】 西区【太山寺・長坂・井吹台・ 伊川谷・櫛谷・玉津・王塚台・ 平野・西神・岩岡中学校区】
⑦	県立芦屋 特別支援学校	知的 小・中・高	芦屋市陽光町8-37 (0797)25-5311	東灘区 【本庄・魚崎・本山南中学校区】
⑧	県立神戸 特別支援学校	知的 小・中・高 肢体 小・中・高	神戸市北区大脇台10-1 (078)592-6767	北区
⑨	県立のじぎく 特別支援学校	知的 小・中・高 肢体 小・中・高	神戸市西区北山台 2-566-134 (078)994-0196	西区【押部谷・神出・桜が丘 中学校区】
⑩	県立神戸 聴覚特別支援学校	聴覚 保・幼・小・中・高 難聴通級 小・中 専攻科	神戸市垂水区福田 1-3-1 (078)709-9301	県内全域
⑪	県立視覚 特別支援学校	視覚 幼・小・中・高 専攻科	神戸市垂水区城が山 4-2-1 (078)751-3291	県内全域
⑫	県立西神戸 高等特別支援学校	知的 高のみ	神戸市西区押部谷町高和 1557-1 (078)991-2050	県内全域(選抜)

	学校名	障害種別 学部	連絡先	通学区域
⑬	県立上野ヶ原 特別支援学校	病弱 小・中	三田市大原梅の木 1546-6 (079)563-3434	県立ひょうごころの 医療センター分教室 県立リハビリテーション 中央病院訪問学級
⑭	県立高等 特別支援学校	知的 高のみ	三田市大原梅の木 1546-6 (079)563-0689	県内全域(選抜)
⑮	県立阪神昆陽 特別支援学校	知的 高のみ	伊丹市池尻7-108	県内全域(選抜)
⑯	神戸大学附属 特別支援学校	知的 小・中・高	明石市大久保町 2752-4	県内全域(選抜)

①灘さくら支援学校 ④友生支援学校 ⑤青陽須磨支援学校 ⑥いぶき明生支援学校において
肢体不自由部門がある場合、在宅肢体不自由訪問学級が設置されることもあります。

通学方法については、学校と相談してください。



なお、
 灘さくら支援学校
 友生支援学校
 青陽須磨支援学校
 いぶき明生支援学校においては、
 肢体不自由部門がある場合、在宅肢体不自由訪問学級が設置されることもあります。

通学方法は、入学する学校との相談で決まります。
 お子様の状況について学校に伝えていただき、安全に通学ができるよう、話し合ってください。

3. 特別な教育課程について

特別支援学校の教育課程

自立活動

各教科等

各教科等を合わせた指導

1学級6人(または3人) = 担任1名
他に、学校には支援専門員等、専門性のある多職種の職員がいます。

本人の成長に合わせ、教科用図書を決めます。
一般図書や☆印本といって、内容を分かりやすくしたものや図鑑や絵本などが教科用図書として認められています。



次に、特別支援学校の教育課程について説明します。

例えば、知的障害部門のある特別支援学校の対象は、学校教育法において「他人との意思疎通が困難で、日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの」となっています。

そのため、特別支援学校には、特別支援学校の教育課程があります。

小学校の教育課程とは各教科等の内容も違います。

また、自立活動という学習があること、各教科等を合わせた指導という形態での授業があることなどが、大きな違いです。

また、特別支援学校では、児童6人または3人に担任が1名配置されます。

学級担任のほかに、支援専門員など、特別支援教育の専門性のある多職種の職員がいます。

教科用図書は、本人の成長に合わせて決めます。

一般図書や☆印本といって、内容を分かりやすくしたものや図鑑や絵本などが教科用図書として認められています。

各教科等を合わせた指導について

●日常生活の指導

児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動について、知的障害の状態、生活年齢、学習状況や経験等を踏まえながら計画的に指導するもの。

●遊びの指導

遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動を育み、心身の発達を促していくもの。

●生活単元学習

児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験することによって、自立や社会参加のために必要な事柄を実際の・総合的に学習するもの。

●作業学習

作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するもの。



9

各教科等を合わせた指導について説明します。

ひとつめは、日常生活の指導です。

児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動について、知的障害の状態、生活年齢、学習状況や経験等を踏まえながら計画的に指導するものです。

ふたつめは、遊びの指導です。

遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動を育み、心身の発達を促していくものです。

みっつめは、生活単元学習です。

児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験することによって、自立や社会参加のために必要な事柄を実際の・総合的に学習するものです。

さいごに、作業学習です。

作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものです。

学年や学級の状況、個人の課題に合わせてこれらを時間割の中に組み込みます。全員がこのすべての学習をするわけではありません。

週時程表(小学部 1年類型Ⅲ-1)				
月	火	水	木	金
9:00 日常生活の指導(20)				
9:30 こくご(10)(国語) さんすう(10)(算数) こくご(10)(国語) さんすう(10)(算数) こくご(10)(国語)				
9:50 朝の会(20)(日常生活の指導)				
10:00 たいそう(10)(自立活動)				
10:05	アート (45) (図画工作)	おとあそび (45) (音楽)	ことば・かず (45) (国語・算数)	からだあそび (45) (体育)
10:50	体験学習(15) (生活単元学習)			
11:00	ことば・かず (45) (国語・算数)	なかよしたいむ (45) (自立活動)	いきいきたいむ (45) (遊びの指導)	せいたん (45) (生活)
11:45	日常生活の指導(15)			
12:00	給食			
12:20	日常生活の指導(20)			
12:40	のびのび(20)(遊びの指導)			
13:00	終わりの会(25) (日常生活の指導)			のびのび(35) (遊びの指導)
13:25				
			13:30	学級活動(45) (特別活動)
			14:15	自立活動(15)
			14:30	
			14:35	日常生活の指導 (15)
			15:15	終わりの会(25) (日常生活の指導)

特別支援学校の時間割例

特別支援学校の時間割の例について説明をします。

小学校の時間割と違って、ひとつの枠が大きかったり、毎日同じような流れになっていたりします。

これは、子供たちが毎日の生活のリズムを整えたり、次の学習に対して見通しをもてるようにしたりするためです。

時間の枠を大きくとって、ダイナミックな活動をしたり、地域に出かけて行ったりする学習もあります。

4. 給食について

区分	種別	形態	内容
米飯	普通食	ごはん	通常の白飯
	特別食	全がゆ	粒のある状態
		初期がゆ	粒のない状態
パン	普通食	パン	通常のコッペパン
	特別食	パンがゆ	なめらかに炊いた状態
副食	普通食		小学校と同様の形態
	特別食	軟食	奥歯ですりつぶせる程度のやわらかさ
		後期食	歯ぐきでつぶせる程度のやわらかさ
		中期食	舌で上あごに押しつけてつぶせる程度のやわらかさ
		初期食	そのまま飲み込める状態

次に、給食について説明します。

特別支援学校では、表にあるような形態で給食を提供することができます。
地域の小学校では、普通食の提供だけです。

5. 交流及び共同学習について

(1) 地域校交流のねらい

特別支援学校の児童と小学校の児童が、さまざまな活動を共にすることを通して、友情関係を築くとともに障害に対して正しく理解できる機会をつくる。



次に、交流及び共同学習について説明します。

これは、「地域校交流」という呼び名で、特別支援学校に入学後、地域の学校と交流を行うことを言います。

令和5年度より、入学した児童については、地域の小学校に「副籍」を置くという仕組みになっています。

特別支援学校の児童と小学校の児童が、さまざまな活動を共にすることを通して、友情関係を築くとともに障害に対して正しく理解できる機会を作ることを目的としています。

(2) 地域校交流の留意点

- ① 交流校への登下校は保護者様が行います。
- ② 交流の回数は、ご本人の状況や、ご本人・保護者様の願い等を考慮し、**両学校と相談**のうえ設定します。
- ③ 地域校交流中の万一の事故等については日本スポーツ振興センターの保障申請の対象になります。



地域校交流は、保護者様とご本人の希望がある場合に実施され、特別支援学校の教育課程に基づいて年間で計画が立てられます。

その際、交流校への登下校は保護者様に行っていただきます。

交流の回数は、ご本人の状況や、ご本人・保護者様の願い等を考慮して、両学校間が相談をし、設定します。

地域校交流中の万一の事故等については日本スポーツ振興センターへの申請の対象になるという制度があります。

6. ネットワークプランと 個別の指導計画について

【ネットワークプラン】

引継ぎのために、保護者様の協力を得て作成します。
就学前に作成し、小学校・特別支援学校に持っていくことができます。



【個別の指導計画】

日々の学習のために学校が作成します。



ネットワークプランと個別の指導計画について説明します。
ネットワークプランは、支援の引継ぎを目的として作成する資料で、
お子様に関する情報や支援の状況などを記入します。
これは、保護者様と学校が協力して作成するものです。
今のお子様の状況や効果的な支援を次の学年に引き継ぐことで、切れ目のない支援を
目指すものです。

また、個別の指導計画は、お子様の状況を細かくとらえ、個別の目標を立て、支援の手立
てを学校が保護者様と共に計画するためのものです。
特別支援学校に在籍する場合、この両方を作成する必要があります。

7. 就学時（入学前）健康診断について

神戸市立の特別支援学校の場合は、専門家健診を実施します。
県立の特別支援学校に入学する場合は、
居住区の小学校で就学時（入学前）健康診断を受けてください。



さいごに、就学時（入学前）健康診断について説明します。
神戸市立の特別支援学校の場合は、専門家健診という言い方で就学時（入学前）健康診断を行います。

ただし、県立の特別支援学校では独自に行っていないので、必ず地域の小学校で11月頃に行われる就学時（入学前）健康診断を受けてください。

このあとは、【個別の就学相談】についてお伝えします。
すでにご覧になった方は、ここで終了してください。



このあとは、【個別の就学相談】についてお伝えします。
すでにご覧になった方は、ここで終了してください。

3.【個別の就学相談】について

①対象 次年度4月に就学予定のお子様と保護者様
学校生活についてご心配やご質問がある方

②開催期間 5月上旬から7月下旬までの平日

③申込方法 スマートフォンやパソコンから申込
神戸市HP「就学相談について」サイト内

- 1 相談予約
- 2 お子様の情報入力



それでは、【個別の就学相談】についてお伝えします。

対象は次年度4月に就学予定のお子様と保護者様です。この動画をご視聴いただき、お子様の学校生活についてご心配なことやご質問がある方は、お申し込みください。

開催期間は、5月上旬から7月下旬までの平日です。

もし、この期間に申し込みができなかった場合は、神戸市教育委員会の特別支援教育相談センターへ直接ご連絡ください。

申込は、スマートフォンやパソコンから行います。神戸市ホームページ「就学相談について」のサイトより、相談予約をしたうえで、お子様の情報を入力してください。

④当日のスケジュール

相談時間 10:00～ 11:00～ 13:00～ 14:00～
約30分間

出席者 保護者様 お子様

相談員 教育委員会事務局職員、元小学校長
通級指導教室担当者、特別支援学校地域支援担当者 など

※発達検査の結果をお持ちの方は、ご持参ください。



【個別の就学相談】は、10時から、11時から、13時から、14時からの4つの時間帯があります。

それぞれ、時間は約30分です。

当日は、保護者様とお子様にお越しいたします。

相談員として対応しますのは、教育委員会事務局の職員、元小学校の校長、幼児を担当している通級指導教室の担当者、特別支援学校の担当者などです。

なお、発達検査の結果をお持ちの方は、相談の際にご持参ください。

⑤相談の例

- ・通常の学級と特別支援学級、特別支援学級と特別支援学校で迷っている。
- ・医療的ケアがあるので、学校生活での対応を知りたい。
- ・給食に配慮が必要なので、具体的な支援を知りたい。
- ・特別支援学級に在籍した場合の、通常の学級への交流について知りたい。
- ・特別支援学級や特別支援学校の教科等の学習について知りたい

※「就学の猶予」に関する制度について



これまでの相談では、

- ・通常の学級と特別支援学級、特別支援学級と特別支援学校とで迷っている。
- ・医療的ケアがあるので、学校生活での対応を知りたい。
- ・給食に配慮が必要なので、具体的な支援を知りたい。
- ・特別支援学級に在籍した場合の、通常の学級への交流について知りたい。
- ・特別支援学級や特別支援学校の教科等の学習について知りたい、といった相談がありました。

また、「就学の猶予」に関する制度についてお知りになりたい方は、文部科学省のホームページをご覧ください。【個別の就学相談】の際にお尋ねください。

⑥その他

- ・【個別の就学相談】で就学先が決まることはありません。
- ・申し込みの前に、他の動画内容もご確認ください。
- ・お問い合わせ先
特別支援教育相談センター
078-360-2160（月～金 9時～17時）



安心して入学式を迎えられるように、
教育委員会と一緒にお子様の学校生活について考えましょう。



【個別の就学相談】で、教育委員会事務局の職員と会うこととなりますが、この相談で就学先が決まることはありません。
就学先はあくまでも、学校との就学相談を通して決めていくこととなります。

また、申し込みの前に、他の動画の内容もご確認ください。

お子様が入学式を安心して迎えられるように、教育委員会事務局と一緒にお子様の学校生活について考えていきましょう。

以上で、【個別の就学相談】についての説明を終わります。